

令和5年3月

都留市議会定例会 市長説明

本日、令和5年3月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席まことにご苦労様でございます。

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。

それでは、本定例会に提出をいたしました案件につきまして、その概要を申し上げるとともに、あわせて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症」についてであります。

我が国において、新型コロナウイルス感染症の発生が報告されてから3年が経過し、長期化したコロナ禍は、私たちの生活を大きく変え、命と健康の大切さを改めて考えさせるものとなりました。

度重なる感染拡大の波は、市民生活に深刻な影響を及ぼし、市政運営においても、全庁一丸となってコロナウイルス対応に取り組む中で、多くの施策・事業において中止や縮減等の見直しを余儀なくされてきたところであります。

このたび、国において、感染の主流が重症化リスクの低いオミクロン株に置き換わったことを踏まえ、本年5月8日から、感染症法上の位置付けを「2類相当」から、季節性インフルエンザと同じ

「5類」感染症に引き下げる方針を決定いたしました。

これにより、コロナウイルスとの向き合い方は、「闘い」から「共存」へと大きな局面転換を迎えようとしております。

今後におきましても、国・県の動向を注視する中で、市民の皆様
の命と健康を守るための感染症対策に取り組むとともに、ウィズ
コロナ時代における持続可能なまちづくりを主眼に、社会経済活動
との両立を図りながら、日常を取り戻すべく取り組んでまいります。

次に、「第6次都留市長期総合計画後期基本計画の策定」について
であります。

平成28年度より、長きにわたり本市の羅針盤としての役割を
担ってきた「第6次都留市長期総合計画」の、最後の4年を締めく
くる「後期基本計画」が4月よりスタートいたします。

この後期基本計画におきましては、市民の皆様と共に創り上げる
ことを念頭に、市民意識調査をはじめ、市民・職員合同のワーキン
ググループやふれあい集会、長期総合計画審議会など、さまざまな
場面において、欠かすことのできない貴重なご意見を市民の皆様
から多数いただく中で、将来の安定的な地域経営・行財政運営に
向け、策定を進めてまいりました。

策定過程において、現在の社会情勢をさまざまな視点から見ると、

全国的な人口減少、少子・高齢化の進展に未だ歯止めはかからず、これに端を発した新たな課題の顕在化も懸念されるなど、まだまだ不安定な状況下にあるものと認識しております。

このため、現状の課題へはもちろんのこと、今後、顕在化するであろう諸課題に対しても柔軟に対応できる地域を構築していくため、新たな基本計画においては、企業誘致などを柱とし、地域経済活性化とまちの賑わいを創出する「産業支援による地域活性化」、次世代を担う優秀な人材を育成する「『教育首都つる』の実現」、子どもたちを生み育てる環境整備とその充実を目指す「子育ての喜びが実感できるまちづくり」、そして、誰もが生涯にわたりこの地で健康に、かつ快適に暮らせるまちを目指す「安心して暮らせる安全のまちづくり」の4つをリーディング・プロジェクトに据えております。

新年度からは、11年間の総仕上げともいうべきこの計画実現に全精力を傾注し、「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまちつる」を具体化させるとともに、持続可能な市政運営に努めてまいり所存であります。

次に、「都市計画マスタープランの改定」についてであります。

都市計画マスタープランは、本市の将来像や目指すべき方向性を定め、土地利用の規制・誘導をはじめ、道路・公園・下水道などの

都市施設の整備、美しいまちなみの形成、防災などに関する方針を示すもので、本市の都市計画の最も基本となる計画であります。

本市では、平成１６年に都市計画マスタープランを策定し、四日市場古川渡線や国道１３９号都留バイパスなどの都市計画道路の整備をはじめ、都留市総合運動公園や田原の滝公園などの都市公園の整備、田原地区及び井倉地区における土地区画整理事業の実施、景観計画の策定など、さまざまな事業を実施してきたところであります。

しかしながら、策定から十数年が経過し、その間、人口減少・少子高齢社会の進行、道路や各種公共施設の整備など、社会情勢や都市を取り巻く環境に変化が生じているとともに、令和２年度に上位計画である山梨県都市計画マスタープランが改定されたことを踏まえ、本市においても、昨年度より改定に向け取り組んできたところであります。

改定にあたりましては、広く市民の皆様のご意見を反映するため、市民アンケート調査や市民懇談会、パブリック・コメントを実施し、課題の整理等を行いながら、庁内検討会で協議・検討を重ねるとともに、都市計画審議会の協議内容及び答申を踏まえ、計画案を作成してまいりました。

本計画につきましては、本定例会に議案として上程しているところではありますが、その主な内容といたしましては、計画期間を令和5年から14年までの10年間とし、都市づくりの基本理念を「住みよい市街地と自然が響き合い、文化がつなぐ人にやさしいまち」として、生活・産業・防災防犯・環境・文化・福祉の6つの視点で「目指すべき都市像」を定めております。

具体的な方針としましては、「厚原牛石地区農振農用地をはじめとする企業誘致施策」、「交通が集中する国道139号を補完する中央自動車道側道の整備促進」、「地域経済の活性化や観光の振興、有事の際の広域避難路としての役割を担う都市計画道路網の見直し」、「計画的な土地利用を促すための用途地域の見直し」などを掲げております。

今後は、本計画に基づき、さまざまな事業展開を図り、本市の目指すべき将来像である「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」の実現を目指してまいります。

次に、「企業誘致」についてであります。

第6次都留市長期総合計画に掲げる「豊かな産業のあるまちづくり」の実現に向けた企業誘致につきましては、現在、本市に立地しようとする企業が、「都留市企業立地支援条例」の適用要件に該当

しないことから、誘致に至らないケースや市外への移転等も散見されており、新たな企業の誘致のみならず、市内に立地する企業の維持・増加が課題となっております。

これらの課題に対処すべく、本条例の支援措置の対象業種の拡充や適用基準の緩和、また「企業立地集積地」の可能性を持つエリアでの民間企業と連携した計画的な面的整備をあわせて行うことにより、産業の創出や就業機会の実現を目指すとともに、本市への企業立地を加速化してまいりたいと考えております。

また、厚原牛石地区への企業誘致につきましては、「地域未来投資促進法」を活用した企業立地の先進事例として、物流倉庫等を整備した中央市の事業視察を過日行ったところであります。

今後、企業ニーズ調査により、本市に立地の可能性のある企業や産業用地の需要面積等の把握を行うとともに、土地利用計画、開発スケジュール等の策定を進める中で、引き続き産業振興と農業振興の調和を図り、地域の特性を生かした高い付加価値を創出するため、企業誘致に向けスピード感を持って取り組みを進めてまいります。

次に、「田原交流センター・NICOT（にこっと）」についてであります。

生涯活躍のまち・つる事業の最重要プロジェクトである、複合型

居住プロジェクトの拠点施設「田原交流センター」は、その愛称を「NICOT（にこっと）」とし、4月にいよいよお披露目となります。

この愛称は、市内の小学生、酒井心愛^{ここな}さんの応募によるもので、「ナイス・コミュニティ・田原」の略称ということであり、これはまさに我々が目指すべきコミュニティのあり方と、そこに集う方々の笑顔あふれる賑わい、そして活発な活動がイメージできる、この施設に非常にふさわしい愛称であります。

また、これに加え、これまで複合型居住プロジェクトエリアと呼称してきたエリア名称も「つる湧水のほとり」に決定いたしました。

こちらは市内の宇田川絵里香^{うだがわ えり か}さんによるもので、「まちなか」という物理的な近さだけでなく、利用者の心のそばにあり、愛される場所になるようにという想いと、本市が「湧水のまち」であるというところから、水が身近に感じられ、優しい響きもあるということなどから、名づけられたものであります。

この「NICOT（にこっと）」は、カフェやコワーキングスペース、子育て支援センターなどが入る多機能施設であり、今後「つる

湧水のほとり」エリアに建設が進められる高齢者居住施設や大学関連施設、大型遊具公園などの機能とあわせ、多くの方が集い、学びあい、活躍できる拠点となることを多いに期待するものであります。

次に、「子育て支援施策」についてであります。

本市では、人口減少や少子化に歯止めをかけるため、子育て世帯にとって魅力あふれるまちを目指し、少子化対策や子育て・教育環境の充実に注力してまいりました。

引き続き、子育て支援及び教育に関する施策の充実を図るための安定的な財源を確保することから、今般、「都留市子ども未来創造基金」を新たに創設し、事業に充てる資金を確保していくこととし、新年度からは、その財源を活用して、新たに「学校給食費の無償化」を始めることといたしました。

本市の学校給食費は、新型コロナウイルス感染症や、ロシアのウクライナ侵攻による電気料やガソリン代、食料価格等の上昇により影響を受けた子育て世帯を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本年度分の学校給食費について、9月徴収分から無償化しておりますが、令和5年度以降も、市内の小中学校に通う児童・生徒の学校給食費の無償化を継続いた

します。

一方、地域における子育て支援の推進におきましては、田原交流センター「NICOT（にこっと）」内の子育てスペースに設置する地域子育て支援拠点の運営管理業務を委託する候補事業所を「株式会社つるでつながる」に決定し、現在、4月のオープンに向け、具体的な運営について打ち合わせを重ねているところであります。

また、妊娠期から子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」及び妊婦・子育て世帯等に対する経済的支援として「出産応援給付金」、「子育て応援給付金」の支給を一体的に実施するとともに、妊産婦及び乳幼児健診タクシー事業を新規に創設するなど、妊娠時から出産・子育てまでの切れ目ない支援により、すべての子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備してまいります。

次に、「旭小学校の閉校」についてであります。

旭小学校は、本年3月をもちまして、121年の歴史に幕を閉じ、禾生第一小学校に統合することとなります。

3月21日に予定している閉校記念式典につきましては、会場の都合上、参加者の制約はございますが、一人でも多くの皆様が旭小学校の長い歴史に触れられるよう、当日は夕方まで学校を開放する

など、思い出深い閉校記念式典となるよう、準備を進めております。

なお、閉校後の施設につきましては、当面の間、地域の皆様が利用できるように、これまでと同様に生涯学習課において体育館などの施設利用の申請を受け付け、対応させていただきます。

次に、「東桂小学校及び禾生第一小学校校舎のトイレ改修」についてであります。

現代の子どもたちは、小学校入学まで和式トイレを使用した経験がない子どもが多く、休み時間には、設置数が少ない洋式トイレの前に多くの児童が並んでしまいます。

そのため、市内の小中学校で特に、トイレの洋式化が進んでいない東桂小学校及び禾生第一小学校のトイレを一日も早く改修し、子どもたちが安心して学校生活を送るため、本定例会に補正予算案として、両校の校舎のトイレの乾式化・洋式化改修工事に係る費用を計上いたしました。

工事中はご不便やご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、皆様のご理解をお願いいたします。

次に、「都留文科大学の新棟整備」についてであります。

都留文科大学の新棟につきましては、国の交付金である地方創生拠点整備交付金を活用し、旧南都留合同庁舎を令和3年度から2か

年にわたって改修工事が行われました。

この改修工事により、学生の自主学習や学生間の交流、公開講座などに利用できるラーニングコモンズ、市民との交流の場であるカフェコモンズ等のスペースが設けられることになっております。

また、現在、国が推し進める「デジタル田園都市国家構想」においては、デジタル人材の育成やデジタルを活用したまちづくりの重要性が求められていることから、都留文科大学を核として優秀なデジタル人材を輩出していくことを目的とし、各種ヴァーチャルリアリティ教材等を備えるなど、将来を見据えた整備が進められてきました。

なお、本施設は3月28日の竣工式を予定しているとのことであり、都留文科大学の新たな学びの場としての活用はもちろん、都留市長期総合計画に掲げる「『教育首都つる』の実現」に向け、市民の皆様と学生の交流の場や人材育成の場となることを期待しております。

次に、「観光振興」についてであります。

本市では、「富士の麓の小さな城下町」をキーワードに、観光の一大拠点である富士山・富士五湖エリアを訪れる観光客の取り込みを図り、本市が誇る湧水等の豊かな自然や由緒ある歴史文化という

特色を生かした、観光による地域活性化を目指し、令和元年度に「つる観光戦略」を策定しました。

その計画実施期間が、令和4年度末をもって満了となるため、これまでの実施策の評価検証を行い、また、新型コロナウイルス感染症の影響等で変化した国内や本市の観光を取り巻く環境、観光客の動向や流行の変化等を踏まえた、次期4か年の観光戦略を今月中に改定する予定であります。

この戦略に掲げる観光ビジョンは、改定前のインバウンド中心の戦略を引き継ぐこととし、そのうえで計画最終年である令和8年の数値目標を、新型コロナウイルス感染症流行前の数値と同等の市内観光客の入込客数140万人と設定いたしました。

また、この目標達成の手段として、「シビックプライド醸成戦略」、「滞在型ツーリズム戦略」、「インバウンド戦略」の3つの方針を掲げ、これらの方針に基づき、地域の観光施設の整備を行う個人・事業者に対して支援を行う「観光資源活用戦略」の、合わせて4つの戦略で構成しております。

今後は、本戦略を「地域住民」と「観光客」が本市の豊かな自然と城下町という歴史的文化・産業など「街の本質」を生かした体験型アクティビティを通じて、長期間滞在する「わくわくするような

居場所のあるまち」を目指して、観光振興を推進してまいります。

次に、「中山間地域総合整備事業」についてであります。

農家が減少している中で、今後も農業を継続するためには効率的な農業形態が必要であることから、「都留西部地区」におきましては、地元農家の皆様の協力を得る中で、ほ場整備、鳥獣害防止柵の設置及び営農飲雑用水施設の整備に向けて、現在計画どおりに事業が進捗している状況であります。

地域の農業振興において、農地の区画整理を行う「ほ場整備」は有効な手段であり、十日市場・夏狩地区においては、まとまった農地があり、「ほ場整備」を実施することが可能な場所であります。

先月には、地権者の皆様を対象に説明会を開催したところであり、今後は、「ほ場整備」を検討するにあたり、農地の現状、今後の農地耕作予定者、農地利用予定、耕作の問題点等を確認するためのアンケート調査を実施し、本事業への参加等の意向を確認するなど、受益者となる地権者の皆様との意思疎通を図りながら、着実に「ほ場整備」を実施してまいりたいと考えております。

また、禾生・盛里及び三吉・開地地区の「都留東部地区」におきましても、「中山間地域総合整備事業」を活用した基盤整備を推進するため、地域ごとに市議会議員をはじめ、農業委員、自治会長、

農地利用最適化推進委員、野菜出荷協議会生産者や認定農業者などから構成される事業推進協議会を先月、開催したところであります。

今後も引き続き、事業主体となる山梨県と連携するとともに、協議会を開催し、地元の意見や要望を踏まえて、令和7年度の事業開始に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、認知症高齢者施策である「チームオレンジ」の取り組みについてであります。

認知症とは、さまざまな原因で脳の神経細胞の働きが徐々に悪くなり、認知機能が低下することによる障害が起こり、生活するうえで支障が出る状態と定義されております。

本市におきましても、以前から認知症サポーターの養成講座や「いーばしょ」等を通じて、予防を含めた認知症の対策事業を実施してきたところであります。

この成果をさらに一步前進させるため、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域における見守る体制が必要であり、それを具現化する一つの取り組みが「チームオレンジ」であります。

これは、地域の「いーばしょ」、認知症サポーター、介護事業所、病院や学校などが支援者となり、チームを組み、連携を図る中で

認知症の方やその家族に対する生活面の支援などを実施するものがあります。

このたび、「いーばしょ」を核とした「チームオレンジ」の取り組みを禾生地区四日市場地域において、1月24日にスタートしたところであります。

今後は、このチームの活動である「見守り」、「声かけ」、「話し相手」、「外出支援」、「ボランティア訪問」等を実践することにより、「孤立しないための関係づくり」や「専門職へのつなぐ体制づくり」を構築し、そのノウハウの蓄積を他地域にも波及していけるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、「地域コミュニティセンターの今後のあり方」についてであります。

本市の公共施設全体のあり方につきましては、平成26年度に「都留市公共施設白書」、平成28年度には「都留市公共施設等総合管理計画」を作成し、それを基に、さまざまな検討を重ねてまいりましたが、地域コミュニティセンターにつきましても、令和2年度から庁内のプロジェクトチームやワーキンググループ等で今後のあり方について協議を進めてまいりました。

そのような中、東桂地域コミュニティセンターの建替えに伴い、

令和4年5月から東桂郵便局に試行的に証明書発行等の支所機能を委託し、まもなく1年が経過いたしますが、おおむね順調に業務が進んでおりますので、引き続き東桂郵便局への委託を継続してまいります。

なお、東桂地域コミュニティセンターの建替えに際しましては、地域の皆様に、ご不便・ご迷惑をおかけしたところではありますが、皆様のご理解とご協力により工事も順調に進んでおり、改めて感謝を申し上げます。

新しい建物には、観光案内所を併設しており、十日市場・夏狩湧水群を訪れる方の玄関口にあたる施設として、また、地域づくりや地域の皆様のさまざまな活動拠点として4月にオープンいたしますので、どうぞご期待ください。

今後の地域コミュニティセンターのあり方に関するスケジュールにつきましては、宝・盛里の両地域コミュニティセンターの支所機能を、令和5年の夏以降に宝郵便局及び朝日郵便局にそれぞれ委託するための準備を進めてまいります。

なお、禾生地域コミュニティセンターにつきましては、東桂・宝・盛里の地域コミュニティセンターの状況を踏まえる中で、令和6年度以降の委託を検討してまいります。

また、本年1月下旬から2月中旬まで各地域で開催いたしました「ふれあい集会」において、地域の自治会長及び協働のまちづくり推進会や各種団体の代表者に、これまでの経緯や新たな地域コミュニティセンターの役割等についてご説明させていただきましたが、その際のご意見なども参考としながら、さらなる検討を進め、より良い運営に努めてまいりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提出いたしました案件の内容につきまして申し上げます。

今回、提出いたしました案件は、専決処分の承認を求める案件1件、条例案7件、令和5年度予算案14件、令和4年度補正予算案2件、その他の案件4件であります。

はじめに、令和4年度水道事業会計補正予算の専決処分の承認を求める案件につきまして、ご説明申し上げます。

本案件は、国道139号配水管布設替工事实施の際に、国道に埋設されている国土交通省所管の情報管路を破損してしまったため、破損状況調査と復旧工事に要する経費について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により対応したもので

あります。

歳入歳出予算とも 8 0 0 万円を追加し、予算総額を 6 億 6 千 5 4 7 万 4 千円としたものであります。

次に、条例案について、ご説明申し上げます。

まず、「都留市子ども未来創造基金条例制定の件」につきましては、基金を設置し、子育て支援の充実に資する事業の安定的な財源を確保するため、制定するものであります。

次に、「都留市国民健康保険条例中改正の件」につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市地域コミュニティセンター条例中改正の件」につきましては、東桂地域コミュニティセンターの建替え事業に伴い、あわせて規定の整備を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市税条例等中改正の件」につきましては、督促手数料を廃止するため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市企業立地支援条例中改正の件」につきましては、支援措置等を拡充し、本市の企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、「都留市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例中改正の件」につきましては、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市社会福祉基金条例廃止の件」につきましては、効果的な財源の活用を図るため、条例を廃止するものであります。

続きまして、その他の案件について、ご説明申し上げます。

「公立大学法人都留文科大学が徴収する料金の上限の定めの変更の認可に関する件」につきましては、都留文科大学が徴収する授業料の変更の認可について、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、「都留市都市計画マスタープラン改定の件」につきましては、都留市議会基本条例第8条第2号の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、「訴えの提起の件」につきましては、介護給付費の不当利得返還に係る訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、「市道の路線の変更の件」につきましては、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経るものであります。

続きまして、令和５年度各会計当初予算案について、ご説明申し上げます。

令和５年度の国の一般会計予算案では、令和４年度第２次補正予算と一体で予算編成を行い、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXといった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保をはじめとした重要な政策課題に対策を講じる予算となっております。

このような中、本市の令和５年度当初予算案につきましては、第６次都留市長期総合計画の基本構想に掲げた将来像、「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」の実現に向け、「まちづくりの６つの方向」に示される具体的施策及び「リーディング・プロジェクト」に基づいた事業を重点的に盛り込みながら予算編成を行ったところであります。

その結果、予算規模につきましては、一般会計は総額で１億６千１百万円、前年度比５.４パーセントの増となっております。

それでは、歳出予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

１款議会費につきましては、議会運営経費として１億５千３４０

万4千円を計上いたしました。

2款総務費につきましては、全世代が生涯にわたって活躍できる受け皿と地域共生型による「全世代・多文化共生の場」の創出を目的とし、令和5年度において、拠点施設となる「田原交流センター・NICOT（にこっと）」のオープンを予定する「生涯活躍のまち・つる事業」、本市のLINE公式アカウントを「デジタル行政窓口」として位置づけ、各種相談・行政手続、各種研修などの予約が簡単にできるサービスを提供することにより、市民の利便性向上を図る「都留市公式LINEアカウント活用サービス事業」など、23億1千831万4千円を計上いたしました。

3款民生費につきましては、地域子育て支援拠点を田原交流センターに開設し、地域における子育て親子の交流の場や、子育てに関する身近な相談場所とする「地域子育て支援拠点管理運営事業」、伴走型相談支援や出産・子育て応援交付金の給付等、全ての子育て世帯等が安心して出産・子育てができる環境を整備し、妊娠期から出産・子育てまでの切れ目ない支援を行う「妊娠・出産・子育て支援事業」、令和4年度より3か年計画で改修工事を実施し、令和5年度においては外壁改修を行い、施設の長寿命化を図る「保健福祉センター長寿命化改修事業」など、43億8千355万5千円を

計上いたしました。

4 款衛生費につきましては、上水道第一水源からの揮発性有機化合物 E T B E の検出に伴い、令和 4 年度に引き続き、水道事業会計において新たな水源施設整備に要する経費の出資を行う「水道事業会計繰出金」、地球温暖化や気候変動に対して、持続可能な社会の実現に向けた脱炭素の取り組みを推進する「地球温暖化対策実行計画策定事業」、そのほか健康増進に資するための相談・指導、各種予防・検診事業など、20 億 1 千 1 7 2 万 6 千円を計上いたしました。

5 款農林水産業費につきましては、適切な管理が行われていない森林の整備を実施するため、森林所有者と林業経営体をつなぐ「森林経営管理制度」の推進と、林業に携わる人材育成・担い手確保、木材の利用促進及び普及啓発を行う「森林経営管理事業」、道の駅つるの多目的広場の一角に「子ども向け遊具」を設置することで、子育て世代のニーズに対応し、利用者がより過ごしやすい環境づくりを推進する「道の駅つる管理運営事業」など、3 億 1 千 2 4 9 万 7 千円を計上いたしました。

6 款商工費につきましては、雇用の創出や労働環境の整備を目的とし、厚原牛石地区農地を有効活用することで地域経済の活性化を

図る「企業誘致推進事業」、富士の麓の小さな城下町デジタルプラットフォームを構築し、勝山城のAR再現等を行い、本市に愛着と誇りを感じてもらう「つるのルーツ」プロジェクトを推進する「つる観光戦略推進事業」など、2億6千589万5千円を計上いたしました。

7款土木費につきましては、子育て世代や学生、高齢者等、多世代が交流し、賑わいを創出する新たな公園の整備へ向けて、実施設計業務を実施する「総合運動公園多世代交流エリア整備事業」、誰もが安全で快適に生活できるまちづくりを推進するため、道路基盤を整備する「道路橋梁^{きょうりょう}維持・改良事業」及び「橋梁修繕事業」など、15億2千500万1千円を計上いたしました。

8款消防費につきましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員の年額報酬の設定金額を増額する「消防団員報酬増額事業」、市民の安全・安心を確保するため、災害対応特殊消防ポンプ自動車を更新する「消防車両整備事業」など、6億5千63万6千円を計上いたしました。

9款教育費につきましては、児童・生徒が心身ともに健やかに成長することを支援するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る「学校給食費無償化事業」、市内3つの高等教育機関の地域

資源や都市部の企業人材を連携・活用し、本市ならではの「探究型学習」を柱とした新たな特色ある教育プログラムと育ちの場を創出する「まなびの未来づくり事業」、今後長期にわたって施設の機能を維持することを目的として、都の杜うぐいすホールの建物改修工事を実施する「うぐいすホール特定天井及び照明施設改修事業」など、32億3千957万8千円を計上いたしました。

以上の歳出に充当する歳入につきましては、特定財源といたしまして国・県支出金、市債、負担金、使用料及び手数料など、56億5千986万1千円、一般財源といたしまして市税、地方譲与税、地方交付税など104億5千613万9千円を計上いたしました。

次に、特別会計について、ご説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費のほか、都道府県単位での運営に伴う国民健康保険事業費納付金、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「特定検診事業」など、32億3千282万4千円を計上いたしました。

介護保険事業特別会計につきましては、令和3年度からの第8期介護保険事業計画に基づく、介護サービス給付費と、要介護状態の改善や悪化防止を目的とした予防サービス給付及び要介護状態となることの予防を目的とした「地域支援事業」など、31億1千

40万1千円を計上いたしました。

介護保険サービス事業特別会計につきましては、要支援状態の改善や重度化予防を行う、予防ケアプランの作成を主なものとして、925万9千円を計上いたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、保険料徴収事務費と山梨県後期高齢者医療広域連合への負担金など、6億4千295万3千円を計上いたしました。

くわしろざわほか
桑代沢外17恩賜林保護財産区管理会特別会計等5特別会計につきましては、予算総額を2千99万円とするものであります。

次に、公営企業会計について、ご説明申し上げます。

水道事業会計につきましては、業務の予定量を給水栓数7千582栓、年間総配水量335万1千514立方メートルと想定いたしまして、収益的收入を3億7千202万9千円、支出額を2億9千712万2千円とし、資本的収支におきましては、収入額を8千319万8千円、支出額を2億6千269万8千円とし、資本的収支の不足額を当年度分損益勘定留保資金等そんえきかんじょうりゅうほしきんで補てんするものであります。

簡易水道事業会計につきましては、業務の予定量を給水栓数5千

25 栓、年間総配水量 292 万 7 千 105 立方メートルと想定いたしまして、収益的收入を 3 億 661 万 6 千円、支出額を 2 億 7 千 234 万 8 千円とし、資本的収支におきましては、収入額を 1 億 6 千 35 万 8 千円、支出額を 2 億 8 千 28 万 9 千円とし、資本的収支の不足額を当年度分損益勘定留保資金等そんえきかんじょうりゅうほしきんで補てんするものがあります。

下水道事業会計につきましては、業務の予定量を処理区域面積 256 ヘクタール、処理区域内人口 8 千 600 人、年間有収水量 79 万 8 千立方メートルと想定いたしまして、収益的收入を 5 億 7 千 932 万 1 千円、支出額を 5 億 7 千 932 万 1 千円とし、資本的収支におきましては、収入額を 4 億 7 千 859 万 8 千円、支出額を 7 億 2 千 752 万 2 千円とし、資本的収支の不足額を当年度分損益勘定留保資金等そんえきかんじょうりゅうほしきんで補てんするものであります。

病院事業会計につきましては、病床数 140 床、年間入院患者数 3 万 5 千 368 人、年間外来患者数 10 万 9 千 702 人、また、介護老人保健施設につきましては、入所定員 100 人、通所定員 12 人、年間入所者数 3 万 4 千 675 人、年間通所者数 1 千 945 人と想定いたしまして、収益的收入を 40 億 6 千 378 万 4 千円、

支出額を40億6千137万8千円とし、資本的収支におきましては、収入額を4億7千644万1千円、支出額を5億9千823万8千円とし、資本的収支の不足額を当年度分損益勘定留保資金等そんえきかんじょうりゅうほしきんで補てんするものであります。

次に、令和4年度一般会計、介護保険事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算関連事業を主に、次年度以降の財政負担を軽減するための基金積立金などを予算補正するものであります。

まず、令和4年度一般会計補正予算案（第9号）につきましては、10億5千29万7千円を追加し、予算総額を186億2千592万8千円とするものであります。

それでは、主な歳出の内容について、ご説明申し上げます。

3款民生費につきましては、市内保育所等で運行しているバスへの安全装置導入費用の補助金などとして、480万円を追加するものであります。

4款衛生費につきましては、大月都留広域事務組合の令和4年度一般廃棄物処理負担金の確定に伴い、825万円を減額するもので

あります。

5款農林水産業費につきましては、台風や大雨等により土砂流出が発生している箇所を県が実施する農村地域防災減災事業を活用し、土砂崩壊防止施設の整備に要する負担金として、577万円を追加するものであります。

7款土木費につきましては、国の補正予算を受け、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、天神通り線舗装工事を実施し、道路の長寿命化を図る費用などとして、5千165万円を追加するものであります。

9款教育費につきましては、国の補正予算を受け、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、東桂小学校及び禾生第一小学校校舎トイレ改修工事に要する費用、公立大学法人都留文科大学運営基金への積立金などとして、5億2千377万2千円を追加するものであります。

12款諸支出金につきましては、新たに創設する「子ども未来創造基金」への積立金などとして、4億7千255万5千円を追加するものであります。

なお、事業を翌年度に繰り越すものにつきましては、繰越明許費の追加を行い、地方債につきましては、起債の追加及び変更を行う

ものであります。

次に、特別会計について、ご説明申し上げます。

令和4年度介護保険事業特別会計補正予算案（第2号）につきましては、介護保険居宅介護サービス給付費について要介護認定者が利用するサービス費の増加による増額などとして、3千万円を追加し、予算総額を30億6千926万9千円とするものであります。

以上、提出議案につきまして概略申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。